

水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を求める意見書(案)

阪神・淡路大震災の教訓により明らかとなった、水道施設の耐震化をはじめ救命や復旧支援等に必要水を被災者に安定供給するシステムの必要性といった水道に関する課題に対し、各水道事業者は、配水管が破壊されても配水池が渇水しない緊急遮断施設の整備や事業者相互の応援体制の構築など、ハード・ソフト両面での対策を充実させてきたところである。

しかしながら、水需要の減少に伴う経営環境の悪化や職員の高齢化、大量退職など水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、計画的に進めるべき水道施設の耐震化は遅々として進んでいない。

そのような中、東日本大震災によって顕在化した津波災害や地盤の液状化、被災地の広域化等の新たな課題に対応し来べき巨大地震等に備え、水道施設の耐震化をより推進するため、水道事業者の更なる経営努力と国庫補助制度の充実、耐震化事業の効率的かつ効果的な実施、広域連携の強化等巨大地震に対する減災、防災に関する必要な措置、住民の参画と協働や震災経験の継承等が求められている。

よって、国におかれては、巨大地震等の大規模自然災害に備えるため、下記事項に早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 水需要の減少による水道事業者の厳しい経営環境を踏まえ、水道施設の耐震化等に対する支援の充実・強化に努めること。
- 2 災害からの復旧・復興に係る国や自治体等を含めた組織、支援体制や水道事業者間の広域連携の強化に向け、必要な措置を検討し講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣(防災)		

兵庫県三田市議会